特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

エ経料発８第６号
令和８年11月11日

経済産業大臣　赤　澤　亮　正　殿

東京都千代田区内幸町１丁目１番３号
東京電力エナジーパートナー株式会社
代表取締役社長　山　岸　桃　子

平成26年改正法附則第16条第４項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第１項の規定により，次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実　施　期　日及び実施期間	実施期日：令和８年12月１日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別　紙

料金その他の供給条件の内容

1　適　用　範　囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は，特定小売供給約款（令和８年９月29日届出。ただし，当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は，変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2　適　用　期　間

(1)　適用期間は，令和９年１月分の計量期間等の始期から令和９年３月分の計量期間等の終期までといたします。

(2)　定額制供給の場合は，(1)にいう計量期間等は，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。

3　燃 料 費 調 整

燃料費調整とは，供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款16（従量電灯）(1)ニ，供給約款17（臨時電灯）(1)ハ，供給約款20（臨時電力）(3)イ，供給約款附則４（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則６（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ，供給約款16（従量電灯）(3)ホ，供給約款17（臨時電灯）(2)ハ，供給約款17（臨時電灯）(3)ロ，供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ，供給約款19（低圧電力）(5)，供給約款20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款21（農事用電力）(3)の電力量料金において，燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4　料　　金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款16（従量電灯）(1)ニ，供給約款17（臨時電灯）(1)ハ，供給約款20（臨時電力）(3)イ，供給約款附則4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ，供給約款16（従量電灯）(3)ホ，供給約款17（臨時電灯）(2)ハ，供給約款17（臨時電灯）(3)ロ，供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ，供給約款19（低圧電力）(5)，供給約款20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款21（農事用電力）(3)の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ｲ)，(ﾛ)または(ﾊ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ﾆ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5　そ　　の　　他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

別　　表

別　　表（燃料費調整）

1　燃料費調整額の算定

(1)　平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格の単位は，100円とし，その端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0048

β＝0.3827

γ＝0.6584

なお，各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2)　燃料費調整単価

イ　基準となる燃料費調整単価

(ｲ)　本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，基準燃料費調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ａ　1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (86,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2\ (\text{基準単価})\ の基準単価}{1,000}$$

b　1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り，かつ，129,200円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円}) \times \frac{2\ (\text{基準単価})\ の基準単価}{1,000}$$

c　1キロリットル当たりの平均燃料価格が129,200円を上回る場合

平均燃料価格は，129,200円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (129,200\text{円} - 86,100\text{円}) \times \frac{2\ (\text{基準単価})\ の基準単価}{1,000}$$

(ﾛ)　各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a　各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，bの場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和8年8月1日から令和8年10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
令和8年9月1日から令和8年11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
令和8年10月1日から令和8年12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等

b　定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，aに準ずるものといたします。この場合，aにいう計量期間等は，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。

ロ　本則２（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(ｲ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

燃料費調整単価 ＝ 基準燃料費調整単価 ＋ (ﾎ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ﾛ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円の場合

燃料費調整単価 ＝ (ﾎ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ﾊ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が(ﾎ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 ＝ (ﾎ)に定める特別措置の燃料費調整単価 － 基準燃料費調整単価

(ﾆ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が(ﾎ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 ＝ 基準燃料費調整単価 － (ﾎ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ﾎ)　特別措置の燃料費調整単価

ａ　定額制供給の場合

(a)　定額電灯および公衆街路灯Ａ

特別措置の燃料費調整単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

		令和９年１月分の計量期間等	令和９年２月分および令和９年３月分の計量期間等
電灯	10 ワットまでの 1 灯につき	3円88銭	17円48銭
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	7円77銭	34円96銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	15円54銭	69円91銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	23円30銭	104円87銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	38円84銭	174円78銭
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	38円84銭	174円78銭
小型機器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	11円60銭	52円20銭
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	23円20銭	104円41銭
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	23円20銭	104円41銭

(b) 臨 時 電 灯 A

特別措置の燃料費調整単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

	令和９年１月分の計量期間等	令和９年２月分および令和９年３月分の計量期間等
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	**0円31銭**	**1円41銭**
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	**0円63銭**	**2円82銭**
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	**0円63銭**	**2円82銭**
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	**6円26銭**	**28円17銭**
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	**6円26銭**	**28円17銭**

(c)　臨　時　電　力

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

	令和９年１月分の計量期間等	令和９年２月分および令和９年３月分の計量期間等
契約電力１キロワット１日につき	**6円58銭**	**29円61銭**
契約電力0.5キロワットの場合１日につき	**3円29銭**	**14円81銭**

(d)　農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

	令和９年１月分の計量期間等	令和９年２月分および令和９年３月分の計量期間等
契約電力0.5キロワットの場合１日につき	**1円65銭**	**7円40銭**
契約電力１キロワットの場合１日につき	**3円29銭**	**14円80銭**
契約電力２キロワットの場合１日につき	**6円58銭**	**29円61銭**
契約電力３キロワットの場合１日につき	**9円87銭**	**44円41銭**
契約電力が３キロワットをこえる場合１キロワットを増すごとに１日につき	**3円29銭**	**14円80銭**

b　従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

	令和９年１月分の計量期間等	令和９年２月分および令和９年３月分の計量期間等
１キロワット時につき	**1円00銭**	**4円50銭**

(3)　燃料費調整額

イ　定額制供給の場合

(ｲ)　定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ﾛ)　臨時電灯Ａ，臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は，(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ　従量制供給の場合

燃料費調整額は，その１月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａまたは供給約款附則４（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は，最

低料金の燃料費調整額は,最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2　基　準　単　価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1)　定額制供給の場合

イ　定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10 ワットまでの１灯につき	71銭0厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの１灯につき	1円41銭8厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの１灯につき	2円83銭7厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの１灯につき	4円25銭5厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの１灯につき	7円９銭2厘
	100 ワットをこえる１灯につき 100 ワットまでごとに	7円９銭2厘
小型機器	50 ボルトアンペアまでの１機器につき	2円11銭9厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの１機器につき	4円23銭7厘
	100 ボルトアンペアをこえる１機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	4円23銭7厘

ロ　臨 時 電 灯 Ａ

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	**5銭7厘**
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	**11銭4厘**
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	**11銭4厘**
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	**1円14銭3厘**
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	**1円14銭3厘**

ハ　臨　時　電　力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	**1円20銭1厘**

ニ　農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は，次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	１キロワット	２キロワット	３キロワット	３キロワットをこえ１キロワットを増すごとに
１日につき	**30銭0厘**	**60銭1厘**	**1円20銭1厘**	**1円80銭2厘**	**60銭1厘**

(2)　従量制供給の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	**18銭３厘**

3　燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，１（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格ならびに１（燃料費調整額の算定）(2)

によって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第１号）

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第２号）

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第１号）

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は，令和８年10月29日の高市内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について，電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み，支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう，経済産業省から要請を受けたところであります。

ついては，本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり，特定小売供給約款に基づき算定される令和９年１月分の電気に適用となる燃料費調整単価から，１キロワット時につき1.0円（消費税等相当額を含む）を，令和９年２月分および令和９年３月分の電気に適用となる燃料費調整単価から，１キロワット時につき4.5円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は，応急かつ暫定的な措置であることから，平成26年改正法附則第16条第４項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第１項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり，認可を申請する次第であります。

以上

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第２号）

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和９年１月分	令和９年２月分 および 令和９年３月分
		(a)	(b)
１キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	１円 00 銭	４円 50 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	みなし kWh (※1)	令和９年１月分 (※2)	令和９年２月分 および 令和９年３月分 (※2)
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 および 公衆街路灯 A	電灯	10 ワットまでの１灯につき	3.884	３円 88 銭	17 円 48 銭
		10 ワットをこえ 20 ワットまでの１灯につき	7.768	７円 77 銭	34 円 96 銭
		20 ワットをこえ 40 ワットまでの１灯につき	15.536	15 円 54 銭	69 円 91 銭
		40 ワットをこえ 60 ワットまでの１灯につき	23.304	23 円 30 銭	104 円 87 銭
		60 ワットをこえ 100 ワットまでの１灯につき	38.840	38 円 84 銭	174 円 78 銭
		100 ワットをこえる１灯につき 100 ワットまでごとに	38.840	38 円 84 銭	174 円 78 銭
	小型 機器	50 ボルトアンペアまでの１機器につき	11.601	11 円 60 銭	52 円 20 銭
		50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの１機器につき	23.202	23 円 20 銭	104 円 41 銭
		100 ボルトアンペアをこえる１機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	23.202	23 円 20 銭	104 円 41 銭

契約種別	範囲	みなし kWh (※1)	令和9年1月分 (※2)	令和9年2月分 および 令和9年3月分 (※2)
		(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯Ａ	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.313	0円31銭	1円41銭
	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.626	0円63銭	2円82銭
	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.626	0円63銭	2円82銭
	総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	6.260	6円26銭	28円17銭
	総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	6.260	6円26銭	28円17銭
臨時電力	契約電力1キロワット1日につき	6.579	6円58銭	29円61銭
	契約電力0.5キロワットの場合1日につき	―	(※3) 3円29銭	(※3) 14円81銭
農事用電力 （脱穀調整用電力）	契約電力0.5キロワットの場合1日につき	1.645	1円65銭	7円40銭
	契約電力1キロワットの場合1日につき	3.289	3円29銭	14円80銭
	契約電力2キロワットの場合1日につき	6.579	6円58銭	29円61銭
	契約電力3キロワットの場合1日につき	9.868	9円87銭	44円41銭
	契約電力が3キロワットをこえる場合1キロワットを増すごとに1日につき	3.289	3円29銭	14円80銭

※1　みなしkWhは，現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は，「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2　小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3　1キロワットの場合の単価の半額とし，小数点以下第3位で四捨五入して算定した。